

令和 7 年 1 月 吉日

新入生の皆様へ

名古屋経営短期大学

学生証に使用する氏名の表記について

学生証は、本学の学生としての身分を証明するものです。そのため学生証の氏名は、原則として住民票記載の氏名を使用いたします。例外として、JIS の第 1・第 2 水準外の場合は、当該字体を「JIS の第 1・第 2 水準内の字体」に置き換えて表記します。

下記に該当する新入生の方は期日までに入試広報室へご連絡ください。

記

1. 入学願書に記載の氏名が、住民票記載の氏名と異なる方
2. 住民票記載の通称名を、学生証の氏名として使用を希望する方

入学式当日にお渡しする学生証は、入学願書に記載の氏名で製作いたします。

「住民票」と異なることが判明した場合は、学生証の再発行※1 が必要となるため、必ず期日※2 までにご連絡ください。

※1 再発行には手数料（5,000 円）が必要となります。

※2 期日は「入学までに提出する書類・手続きについて」をご確認下さい。

以上

〈問合せ・連絡先〉

名古屋経営短期大学 入試広報室

TEL 0120-066-758 (フリーダイヤル)

e-mail info@nagoya-su.ac.jp